



龍ヶ崎市公告第 108 号

龍ヶ崎市総合体育館外 16 施設指定管理者の手続開始について

のことについて次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和6年8月16日

龍ヶ崎市長 萩 原



1 業務名

龍ヶ崎市総合体育館外 16 施設の管理運営に係る指定管理業務

2 業務概要

本業務は、市民がスポーツを安心して楽しむことのできる場を提供し、スポーツの普及・促進を図ることを目的とする。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

4 参加要件

指定管理者の応募申請を行えるものは、法人格を有する団体（以下「応募団体」という。）または複数の法人格を有する団体で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

応募団体、共同企業体を構成するすべての団体（以下「構成団体」という。）及び共同企業体（以下、これらを総称して「応募団体等」という。）と、応募団体等の代表者及び役員等は、申請時、指定管理業務開始前及び開始後において、次に掲げるすべての要件を満たしているものとする。

なお、次に掲げるすべての要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことがある。

(1) 龍ヶ崎市総合体育館外 16 施設における指定管理業務が応募団体等の業務に該当していること（定款の写し、団体の規約または登記事項証明書などにより確認できること）。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市の一般競争入札または指名競争入札への参加を制限されていないこと。

(3) 納税義務がある場合は必要な申告などをしていること、及びその場合において地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 市長、副市長、教育委員会委員若しくは議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人または清算人となっている法人（本市が資本金、基本金その他これらに準じるものとの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）ではないこと。

(5) 本市から入札等に係る指名停止または指名回避等の措置を受けていないこと

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された場合、当該認定された日から 2 年を経過し

ていること。

- (7) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びそれらに準じる団体ではないこと。
- (10) 代表者、役員、若しくはその使用人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と、これに準じる者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (11) 暴力団または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下ないこと。
- (12) 応募団体等または応募団体等の代表者若しくは役員等が、暴力団若しくは暴力団員に協力していないこと、または暴力団若しくは暴力団員を利用していないこと。
- (13) 共同企業体として応募する場合は、代表団体、代表者並びに構成団体の名称とは別の共同企業体としての名称が定められていること。また、代表団体は施設運営に係る各業務を総合的に管理できる団体が担うこと。
- (14) 応募団体が共同企業体の構成団体ではないこと、構成団体が2以上の共同企業体の構成団体ではないこと。
- (15) 本施設と類似する公共施設（複数施設の一括管理及びプール・トレーニングルーム付帯施設）の管理運営実績が5年以上ある者

参加申込提出期限及び提出先等の諸手続については、「龍ヶ崎市総合体育館外16施設指定管理者申請要領」を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市スポーツ健康部スポーツ推進課スポーツ都市推進グループ（担当：林・木村）
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
電話 0297-64-1111（内線150、239）
メールアドレス sports@city.ryugasaki.lg.jp